

1 目的

この要領は、救急医療用ヘリコプター（以下「ドクターヘリ」という。）を用いた救急医療により、救命率の向上や後遺症の軽減等を図るため、愛媛県が実施するドクターヘリ事業を安全かつ円滑に推進することを目的として必要な事項を定める。

2 事業主体等

(1) 事業主体

愛媛県

(2) 基地病院

基地病院は、高度救命救急センターを設置し、ドクターヘリの運航主体となる愛媛県立中央病院をいう。

(3) 基幹連携病院

基幹連携病院は、人的支援や患者の収容などドクターヘリ事業に協力する愛媛大学医学部附属病院をいう。

(4) ドクターヘリ通信センター

ドクターヘリの運航管理や消防機関等との連絡調整を行う運航管理担当者（以下「CS（コミュニケーションスペシャリスト）」という。）の執務室として、松山空港に空港通信センター、基地病院に中央病院通信センターを設置する。

(5) ドクターヘリ出動要請ホットライン

空港通信センター及び中央病院通信センターにドクターヘリの出動を要請するホットライン（専用電話）を設置する。

(6) メディカルコントロールドクター

基地病院に、メディカルコントロールドクターを設置する。

3 関係機関の相互協力

消防機関、医療機関その他ドクターヘリの運航に関係する機関は、患者の救命救急を最優先し、ドクターヘリが安全かつ円滑に運航できるよう相互協力を努めるものとする。

4 ドクターヘリの運航に関する基本的事項

(1) 運航方式

当面、松山空港から出動する方式（松山空港出動方式）と基地病院の屋上ヘリポートから出動する方式（中央病院出動方式）を併用する。

(2) 運航時間及び運航範囲

ア 運航時間（出動待機時間）

原則として、午前8時30分から午後5時15分までとし、午後5時15分前に日没する場合は、運航終了時間（基地病院又は松山空港への帰着）を日没までとする。

ただし、患者の重症度や当日の日没時間等を考慮して、状況に応じた対応ができるものとする。

イ 出動範囲

原則として愛媛県内とする。

ただし、基地病院が患者を県外の医療機関に搬送する必要があると判断した場合や隣接県から出動要請があった場合、若しくは災害発生時等においては、その他の地域へも出動できるものとする。

ウ 気象条件等による飛行の判断

気象条件等による飛行の最終判断は、機長が行う。

なお、飛行を中止又は変更した場合、CSは速やかに要請者である消防機関に連絡する。

(3) 搭乗人員

ドクターヘリの搭乗人員は最大6名とし、次の者が搭乗する。

ア 運航スタッフ

機長（操縦士）1名及び整備士1名の計2名

イ 医療スタッフ

医師1名及び看護師1名又は医師2名、若しくはOJT（On The Job Training）1名を含む計3名

ただし、搭乗人員数の最終判断は機長が行う。

ウ 患者

最大2名

エ 患者の家族・付き添い者

患者の家族・付き添い者は、原則として搭乗させない。

ただし、搬送する患者が1名の場合であって、搭乗医師が患者の状況等を考慮して必要と認めたときは、機長の了解を得て1名を同乗させることができる。

5 ドクターヘリの救急現場への出動

(1) 出動要請

ア 要請者

救急現場への出動要請及び緊急外来搬送（救急隊により、直近の医療機関の外来に救急搬送されたが、緊急に他の医療機関へ搬送を要する場合）の出動要請は、消防機関が行う。

イ 出動要請基準

消防機関は、119番通報受信時又は救急現場において、次の出動要請基準に該当すると判断した場合に、ドクターヘリの出動を要請できるものとする。

なお、緊急時において、患者の状況を正確に判断することは困難であることから、結果として、軽症であることが判明した場合等には出動要請をキャンセルできるものとし、オーバートリアージを容認する。

- 患者に生命の危機が切迫している又はその可能性が疑われるとき。
- 救急現場で医師による緊急診断・治療等の処置を必要とするとき。
- 重症が疑われる患者であって、搬送に時間を要することが予想される時。
- 特殊救急疾患の患者（重症熱傷、多発外傷、指肢切断等）で、特に搬送時間の短縮を図る必要があるとき。
- その他ドクターヘリの出動を要請することが適切であると判断するとき。

ウ 出動要請の連絡方法

消防機関は、ドクターヘリ出動要請ホットラインへ出動を要請し、患者の状況や離着陸場等を連絡するとともに、離着陸場の安全確保のための準備を行う。

エ 出動要請のキャンセル

消防機関は、出動要請後に患者の状況等により、医師等の派遣を必要としないと判断した場合には、要請をキャンセルすることができる。

この場合には、速やかにドクターヘリ出動要請ホットラインへ連絡を行うものとする。

(2) 出動の判断

消防機関から出動要請を受けたCSは、患者の状況等を確認後、速やかに運航スタッフ及び医療スタッフに出動指示を行う。

ただし、出動要請を受けた時点で、ドクターヘリが出動中又は気象条件等により出動できない場合、CSは出動要請を行った消防機関にその旨を伝える。

(3) 離着陸場の選定と安全確保

ア 離着陸場の選定

離着陸場は、別途定める離着陸場一覧を参考にしながら、CSと出動要請をした消防機関が協議の上、選定する。

なお、離着陸場の管理者等へ連絡が必要な場合は、出動要請をした消防機関が行う。

イ 離着陸場の安全確保

離着陸場の安全確保は、出動要請をした消防機関が行い、必要に応じてその管理者や警察等に協力を要請する。

ウ 機長の判断による離着陸

ドクターヘリの離着陸に当たっては、消防機関等により離着陸場の安全確保が実施されることを原則とするが、やむを得ず消防機関等による安全確保が困難な場合であっても、離着陸場の安全が十分に確認できる場合には、機長の判断で離着陸できるものとする。

(4) 患者の搬送

ドクターヘリ搭乗医師又は基地病院は、患者の状況や地域の救急医療体制等を考慮の上、患者の搬送先医療機関を決定する。

ア 搬送先医療機関への受入要請

ドクターヘリ搭乗医師は、必要に応じて現場救急隊等の協力を得ながら、搬送先医療機関に対して、患者の受入を要請する。

なお、救急現場の状況等により、ドクターヘリ搭乗医師が受入要請をできない場合は、基地病院が代行する。

イ 搬送先医療機関の離着陸場の安全確保及び迅速な搬送収容

出動要請をした消防機関が、搬送先医療機関を管轄する消防機関に対して、離着陸場の安全確保及び迅速な搬送収容のための協力を要請する。

なお、搬送先医療機関が屋上ヘリポートを有する県立中央病院等の場合は、搬送先医療機関を管轄する消防機関への連絡はCSが行う。

(注) 患者を県外の医療機関に搬送する場合は、屋上ヘリポート等の有無に関わらず、出動要請をした消防機関が、搬送先医療機関を管轄する消防機関へ連絡を行う。

6 ドクターヘリによる転院搬送（施設間搬送）

転院搬送は、搬送元医療機関と搬送先医療機関の事前調整に加え、ドクターヘリ搭乗医師がドクターヘリによる搬送が適切であると判断した場合に行う。

（１）要請

ア 要請者

搬送元医療機関から依頼を受けた消防機関が出動要請を行う。

イ 出動要請基準

搬送元医療機関が、より高度・専門的な治療を行うことができる医療機関へ搬送しなければ患者の生命に関わる等の理由から、ドクターヘリによる搬送が必要であると判断したとき。

ウ 事前調整と要請依頼

搬送元医療機関は、搬送先医療機関及びドクターヘリ搭乗医師と患者の搬送に係る事前調整を行った後、搬送元医療機関を管轄する消防機関に対して、ドクターヘリによる転院搬送を依頼する。

（２）出動の判断

消防機関から出動要請を受けたＣＳは、転院搬送の要請があったことをドクターヘリ搭乗医師に連絡し、ドクターヘリ搭乗医師は、搬送元及び搬送先医療機関において十分な調整が行われ、ドクターヘリによる搬送が必要であると判断した場合に出動する。

ただし、出動要請を受けた時点で、ドクターヘリが出動中又は気象条件等により出動できない場合、ＣＳは出動要請を行った消防機関にその旨を伝える。

（３）離着陸場の選定と安全確保

ア 離着陸場の選定

離着陸場は、別途定める離着陸場一覧を参考にしながら、ＣＳと出動要請をした消防機関が協議の上、選定する。

イ 搬送元医療機関の離着陸場の安全確保及び迅速な搬送収容

搬送元医療機関の離着陸場の安全確保及び離着陸場までの患者搬送は、出動要請をした消防機関が行う。

なお、搬送元医療機関が屋上ヘリポートを有する県立中央病院等の場合は、出動要請をした消防機関による安全確保等は要しない。

ウ 機長の判断による離着陸

ドクターヘリの離着陸に当たっては、消防機関等により離着陸場の安全確保が実施されることを原則とするが、やむを得ず、消防機関等による安全確保が困難な場合であっても、離着陸場の安全が十分に確認できる場合には、機長の

判断で離着陸できるものとする。

(4) 患者の搬送

ア 搬送先医療機関への連絡

基地病院以外へ転院搬送する場合、搬送元医療機関は、ドクターヘリによる患者搬送が決定したことを搬送先医療機関へ連絡する。

イ 搬送先医療機関の離着陸場の安全確保及び迅速な搬送収容

出動要請をした消防機関が、搬送先医療機関を管轄する消防機関に対して、離着陸場の安全確保及び迅速な搬送収容のための協力を要請する。

なお、搬送先医療機関が屋上ヘリポートを有する県立中央病院等の場合は、搬送先医療機関を管轄する消防機関への連絡はCSが行う。

(注) 患者を県外の医療機関に搬送する場合は、屋上ヘリポート等の有無に関わらず、出動要請をした消防機関が、搬送先医療機関を管轄する消防機関へ連絡を行う。

7 ドクターヘリを安全かつ円滑に運航する体制づくり

愛媛県、基地病院及び基幹連携病院は、ドクターヘリを安全かつ円滑に運航するため、消防機関、医療機関その他ドクターヘリの運航に関係する機関と連携・協力して、実動・情報伝達訓練の実施や出動事例の評価等に努めるものとする。

8 ドクターヘリの運航上生じた問題への対応等

(1) 運航上生じた問題への対応

ドクターヘリの運航上生じた問題については、原則として愛媛県及び基地病院並びに運航会社が連携して対応するものとする。

(2) 運航上生じた事故等の補償

ドクターヘリの運航上発生した事故等については、被害を被った第三者等に対して運航会社が補償するものとする。

このため、運航会社は事故等に備えて、十分な補償ができるように損害賠償保険等を契約しておかなければならない。

9 搬送患者の費用負担

(1) 救急現場等での治療に伴う費用

基地病院は、救急現場や搬送時における治療に伴う費用については、医療保険制度に基づき、患者又は家族に請求する。

(2) 搬送費用

ドクターヘリの搬送自体に係る費用については、患者又は家族に請求しない。

10 県消防防災ヘリコプター等との連携・協力

ドクターヘリ、県消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプター等は、重複要請時や災害等により多数の傷病者が発生した場合には、相互に連携・協力して対応する。

なお、詳細については、必要に応じて関係者と協議の上、別途定める。

11 災害発生時の運用

(1) 県内で災害が発生した場合

県内で大規模地震や原子力災害等の災害が発生し、県地域防災計画に基づく災害応急対策等が実施される場合のドクターヘリの運航については、次のとおりとする。

ア 通常運航の停止

ドクターヘリの通常の救急現場への出動と転院搬送（以下「通常運航」という。）は一時停止し、県は通常運航の停止について県内消防機関に連絡する。

イ 災害時の指揮

通常運航を停止し、災害時の運航に移行した場合、ドクターヘリは県災害対策本部の指揮の下、関係機関と連携しながら活動する。

ウ 災害時の業務

災害時においてドクターヘリは、次の業務を行う。

- 医師、看護師等の医療従事者及び業務補助調整員の派遣（DMAT等の派遣を含む）
- 患者の後方医療機関への搬送及び広域医療搬送
- その他県災害対策本部等が必要と認める業務であって、ドクターヘリが実施可能なもの

(2) 県外で災害が発生した場合

県外で災害が発生し、被災した都道府県等から県にドクターヘリの派遣要請があった場合、県は基地病院と協議の上、ドクターヘリの派遣の可否について決定する。

ア 通常運航の停止

ドクターヘリの派遣を決定したときは、県は速やかに基地病院に対して派遣を要請するとともに、通常運航は一時的に停止し、県は通常運航の停止について県内消防機関に連絡する。

イ 派遣先での指揮

ドクターヘリは、県又は被災した都道府県の災害対策本部等の指揮の下、関係機関と連携しながら活動する。

ウ 派遣時の業務

派遣時においてドクターヘリは、(1)ウに準じた業務を行うものとする。

12 その他

隣接県との広域連携に係る運用等については、関係者と協議の上、別途定める。